

# 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」 に対する意見

2018年7月31日  
一般社団法人 新経済連盟

## 【全体についての意見】

### 1. はじめに

当連盟はこれまで、対面・書面原則を撤廃しデジタルファースト社会を構築するための具体的施策として、本人確認業務の効率化・デジタル完結化・情報の共同利用を提言してきた。今回の改正によって、これまでわが国において認められていなかったオンライン完結型の本人確認方法が認められるようになることについては、デジタルファースト社会構築に向けた一歩として高く評価したい。しかしながら、今回新たに追加されたオンライン完結型の本人確認方法は、諸外国におけるそれと比較して複雑であり、場合によっては顧客の利便性を損ね、かえって手続きや業務が複雑化してしまう懸念もある。顧客から提供される情報の真正性をいかにして担保するか、リスクベースアプローチでいかに効率的に犯罪収益の移転を防止するかという観点に基づき、本人確認業務の趣旨に合致する方法であれば、今回規定された方法以外による本人確認方法も広く柔軟に認められていくべきであると考ええる。

### 2. 情報の共同利用について

本人確認のノウハウや情報は各特定事業者においてのみ蓄積するよりも、複数の特定事業者や特定事業者から委託を受けた第三者において蓄積し共同で活用することによって本人確認の効率性が増し、より精緻なリスクベースアプローチや本人確認が可能になるとも考えられることから、直近の顧客等の取引履歴や本人確認を行った時期等を加味したリスクベースアプローチを前提として、本人確認の依拠の範囲や、本人確認情報の活用ができる他の特定事業者の範囲を広げていくべきであると考ええる。

今回、オンライン完結型の本人確認方法において預金取扱機関やクレジットカード会社の本人確認情報の活用が認められたことは評価するが、今後は活用できる特定事業者の範囲を預金取扱機関やクレジットカード会社以外にも拡大していくことを望む。

### 3. 新たな本人確認方法の具体例について

今回新たに追加されたオンライン完結型の本人確認方法について、改正案の条文だけでは具体的な方法が想像しにくいことから、現時点で想定される、各条項の要求事項を満たしたベストプラクティスとしての具体例をガイドライン等で示していただきたい。

一方で、仮に具体例を示した場合でも、本人確認という趣旨に合致する方法であれば、

当該ガイドライン等に記載されていない新たな方法も認める等、柔軟に解釈することで、イノベーションの促進をしていただきたい。

## 【別紙2（公布日施行事項）についての質問及び意見】

### <第6条第1項第1号ホ、へ、ト>

#### 1. 「特定事業者が提供するソフトウェア」について

- (1) 第三者が開発したソフトウェアを特定事業者が顧客等の本人特定事項の確認を行うために使用する場合は、「特定事業者が提供するソフトウェア」に該当するか。
- (2) ソフトウェアに求められる技術的基準や要件はあるか。
- (3) 専ら機械によって真正性や同一性を照合・判断し目視による確認を行わない方法は許容されるか。

#### 2. 「画像情報」について

- (1) 画像情報は、静止画であっても動画であっても許容されるか。

### <第6条第1項第1号ホ、ト>

#### 3. 「厚みその他の特徴」について

- (1) 当該本人確認書類の特徴として「厚み」を挙げている趣旨は何か。
- (2) 「厚み」を確認することができる画像とは具体的にどのようなものを想定しているか。
- (3) (1)の趣旨に鑑み、「厚み」以外に現時点で想定される「その他の特徴」はどのようなものがあるか。
- (4) 旅券のような冊子型の本人確認書類において、「厚みその他の特徴」として具体的に何が想定されるか。

### <第6条第1項第1号ホ>

#### 4. 「画像情報」について

- (1) 顧客等の容貌の画像情報と、本人確認書類の画像情報を、別々に撮影させることは許容されるか。
- (2) 「当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴」

について、これらを別々に撮影させることは許容されるか。

#### <第6条第1項第1号ト>

##### 5. 「画像情報」について

(1) 「当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴」について、これらを別々に撮影させることは許容されるか。

##### 6. 「他の特定事業者が令第7条第1項第1号イに掲げる取引又は同項第3号に定める取引を行う際に」について

(1) 他の特定事業者による取引が令第7条第1項第1号イに掲げる取引と同項第3号に定める取引に限定されている理由は何か。

(2) 預金取扱金融機関およびクレジットカード会社以外の特定事業者による特定取引についても、(1)の取引に加えるべきである。

##### 7. 「当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記載されている顧客等と同一であることを示す事項」について

(1) 例えば、他の特定事業者がクレジットカードサービスを利用する際の当該顧客等しか知り得ないID・パスワードの申告を受ける場合、当該ID・パスワード以外に申告が求められる事項はあるか。

##### 8. 「当該顧客等が当該確認記録に記載されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること」について

(1) 法令上、特定事業者は、他の特定事業者に対して当該顧客等の本人特定事項そのものを提供する必要はないということによいか。

(2) 法令上、特定事業者は、他の特定事業者から当該確認記録に記載されている当該顧客等の本人特定事項そのものの提供を受ける必要はないということによいか。

##### 9. 「当該振込を特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるもの」について

(1) 「当該振込を特定するために必要な事項」とは具体的にどのようなものを想定しているか。

(2) 「これに準ずるもの」とは具体的にどのようなものを想定しているか。

**【別紙3（平成32年4月1日施行事項）についての質問】**

**<第6条第1項第1号チ、リ、ル>**

1. 改正の趣旨について

これらの条項の改正は現行法において認められている本人確認方法の一部を認めず厳格化するものと考えられるが、そのような改正を行う経緯や背景は何か。

**<第6条第1項第1号リ、ヌ>**

2. 「書類の写しの送付」について

「書類の写しの送付」には、当該顧客等が当該書類を予め撮影した画像データの送信や、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して当該書類を撮影した画像データの送信が含まれるか。

**<第6条第1項第1号リ>**

3. 「補完書類」について

(1) 「補完書類」として認められる要件は何か。

(2) 「補完書類」として具体的などんなものを想定しているか。

**<第6条第1項第1号ル>**

4. 提示を受ける本人確認書類の種類について

リにおいて二の本人確認書類の写しの送信または本人確認書類の写しと補完書類（の写し）の写しの送信と転送不要郵便を組み合わせた本人確認方法が認められていることから、ルにおいて提示を受ける本人確認書類も、写真付き本人確認書類に加えて、二の本人確認書類または本人確認書類と補完書類について認めるべきである。

以上